

大阪市水道局 特名随意契約結果（工事請負）（少額随意契約を除く）

6 月分

| No. | 案件名称 | 工事種目 | 工事場所 | 契約の相手方 | 契約金額 (税込) | 契約日 | 根拠法令 | 随意契約理由(注1) (随意契約理由番号) | WTO |
|-----|------------------------|-------|-------------------|-------------------|--------------|------------|-------------------------|--|-----|
| 1 | 柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕(その3) | 諸設備工事 | 大阪市東淀川区柴島1-3-14 外 | 島津システムソリューションズ(株) | 6,156,000 | 平成29年6月8日 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | K6 | - |
| 2 | 柴島浄水場外3か所水質計器整備修繕(その5) | 諸設備工事 | 大阪市東淀川区柴島1-3-14 外 | 荏原実業(株) | 109,512,000 | 平成29年6月19日 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | K6 | - |
| 3 | 東淀川浄水場取水口流出弁整備修繕 | 諸設備工事 | 大阪市東淀川区柴島1-3-14 | (株)クボタパイプテック | 2,430,000 | 平成29年6月19日 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | K6 | - |

(注1)文中、「地方自治法施行令第167条の2第1項各号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号」と読み替えるものとする。

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕（その3）

2 契約の相手方

島津システムソリューションズ（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場及び楠葉取水場に設置している水質計器（T O C計、p H計、有試薬残留塩素計）の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該機器は、（株）島津製作所及び島津システムソリューションズ（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の機器に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は、（株）島津製作所より修繕業務の移管を受け、かつ製作者である島津システムソリューションズ（株）である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外3か所水質計器整備修繕（その5）

2 契約の相手方

荏原実業（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場、豊野浄水場及び体験型研修センターに設置している水質計器（溶存オゾン濃度計、オゾン濃度計）の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該機器は、荏原実業（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の機器に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は荏原実業（株）である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

東淀川浄水場取水口流出弁整備修繕

2 契約の相手方

(株)クボタパイプテック

3 随意契約理由

本修繕は、東淀川浄水場に設置している取水口流出弁の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該機器は、(株)クボタが独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とする。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の機器に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は(株)クボタより修繕業務を移管されている(株)クボタパイプテックである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）